

## 琉球継承言語会則（案）

### （1） 総則

- 1.1. 本会は、「琉球継承言語会」（Ryukyuan Heritage Languages Society）と称する。
- 1.2. 琉球継承言語会の総務を遂行するために事務局を置く。事務局は当分の間、獨協大学に設置する。

### （2） 目的と事業

- 2.1. 本会は琉球継承言語の研究者と言語復興の実践家による国際的な研究会である。
- 2.2. その目的を遂行するため、琉球継承言語会は次の事業を行う。
  - (a) 年度ごとに琉球継承言語ワークショップ・シンポジウムの主催
  - (b) 本会の目的にかなう学術誌の刊行
  - (c) 琉球継承言語の研究のための募金
  - (d) 琉球継承言語の研究、記録保存、アーカイブ化
  - (e) 本会の目的にかなう言語復興活動の推進と支援

### （3） 会員規約

- 3.1. 会員登録は常時可能であるが、入会は現行会員の三分の二の承認を必要とする。
- 3.2. 会員は、年次総会、ワークショップ・シンポジウムに出席し、本会の活動に参加し、本会のウェブページで自己プロフィールが表示することができる。
- 3.3. 会費納入の代わりに、年次総会の際に募金を行う。

### （4） 役員と会員義務

- 4.1. 本会に次の役員を置く。
  - (a) 会長： 1名
  - (b) 副会長： 1名
  - (c) 書記： 2名
  - (d) 会計： 1名
  - (e) ウェブマスター 1名
  - (f) 編集主幹： 2名
  - (g) 企画運営委員： 3名
  - (h) 広報委員： 10名
- 4.2. 役員は年次総会で選任される。

4.3. 役員の勤務期間は3年であり、役員の再任は妨げない。

4.4. 役員委員会は年次総会に出席して、本会の運営・活動に関わる重要事項を審議し、実行する。

#### (5) 総会

5.1. 特別な決定がない限り、年次総会はその年度のワークショップ／シンポジウムの際に行われる。

5.2. 総会の議長は会長あるいは副会長である。

5.3. 新入会員を除いて（上記参照）、本会のすべての決定は総会に出席する会員の過半数の承認で決議される。

#### (6) 経理

6.1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

6.2. 予算案と収入決算書は年次総会で承認されなければならない。

#### (7) その他

7.1. 会則は年次総会において出席した会員の過半数の承認によって修正することができる。

7.2. 新入会員の受入れに関わる修正は総会で出席する会員の三分の二の承認を必要とする。

#### (8) 補足条項

8.1. 第一回目の年次総会は、平成23年3月5日に東京の関西学院大学サテライトキャンパスで開催する。

8.2. 上記の会則は第一回年次総会に適用される。

8.3. 本会の維持会員は以下の通りである。

1. Mark Anderson
2. 安藤由香
3. 新垣友子
4. 麻生玲子
5. Matthias Brenzinger
6. Hugh Clarke
7. Joseph DeChicchis

8. 比嘉光龍
9. 原 清
10. Patrick Heinrich
11. 石原昌英
12. 勝方=稲福 恵子
13. 近藤健一郎
14. Josef Kreiner
15. ましこ ひでのり
16. 松尾 慎
17. 宮良信詳
18. 中山俊秀
19. 新永悠人
20. 大原由美子
21. 大角翠
22. Thomas Pellard
23. Scott Saft
24. 島袋盛世
25. 下地理則
26. 杉田優子
27. 山田隆夫
28. Ryan Yokota